インターネット公有財産売却に伴う落札後の手続き

更新日：令和８年 10 月 30 日

落札者の決定から物件の引渡しまでの手続きの詳細及び必要な様式は、次の項目ごとにご確認ください。

落札者の決定

入札期間終了後に、粕屋南部消防組合において開札を実施します。

その結果、入札金額が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定します。

落札者には、あらかじめ KSI 官公庁オークション ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールでお知らせします。落札者は「粕屋南部消防組合インターネット公有財産売却落札後の注意事項」の内容をご確認ください。

契約の締結

粕屋南部消防組合から落札者に対して、電子メールなどで契約締結に関する手続きのご案内をします。手続きについては、次のとおりです。

１．契約書及び誓約書の提出

契約書 2 部及び誓約書に必要事項を記入・押印して契約の締結期限までに粕屋南部消防組合消防本部総務課へ郵送してください。その後、契約書は 1 部を落札者に送付し、1 部を粕屋南部消防組合が保管します。

注意１　：提出された書類は、一切返却いたしません。

注意２　：後日、虚偽又は不正の書類であったことが判明した場合は、入札がなかったものとして取扱います。

２．契約保証金の納付

契約に際し、契約保証金を納付してください。契約保証金は、売却物件ごとに予定価格（最低落札価格）の１００分１０以上の金額となります。

なお、落札者が納付した入札保証金は契約保証金に充当しますので、入札保証金充当同意書を契約書とあわせて提出してください。

注意　：　入札保証金充当同意書、納付額説明書及び請求書は、契約書等を送付する際に同封します。

３．売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約をしなかった場合や公有財産売却に参加できない者と判明した場合は、売却の決定を取り消します。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転せず、落札者が納付した入札保証金は没収します。

なお、没収された契約保証金は損害金として粕屋南部消防組合に帰属し、落札者へ返還しません。

売却代金の納付

売却代金は、落札金額（消費税及び地方消費税相当額並びに自動車リサイクル料金を含めた金額）からすでに納付されている契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

請求書による納付

粕屋南部消防組合から売却代金を記載した請求書を送付しますので、粕屋南部消防組合が指定する口座へ振込みしてください。

※　粕屋南部消防組合消防本部総務課に領収書など、支払いを証明するものの写しを提出（郵送またはファックス）してください。

注意　：粕屋南部消防組合は領収書の写しの提出で売却代金の納付を確認します。売却代金納付期限までに売却代金の納付が確認できない場合、落札者が事前に納付された契約保証金を没収します。没収した契約保証金は粕屋南部消防組合に帰属し、落札者へ返還しません。

物件の引渡し

１．粕屋南部消防組合が売却代金の納付を確認したときに、所有権は落札者に移転します。
２．粕屋南部消防組合から一時抹消登録証明書等の書類を送付いたします。
３．物件の引渡しの日時については粕屋南部消防組合と協議、決定します。
４．引渡しに際し、仮ナンバープレートが必要な場合は、落札者において準備しておいてください。（すでに一時抹消手続きを行い、ナンバープレートは返納しています。）
５．使用の位置の本拠となる運輸支局または検査登録事務所で、すみやかに登録手続き等を行ってください。一時抹消のままで、車両を保管しないでください。なお、費用は落札者の負担となります。

引渡しに関する共通注意事項

すべての物件に共通していますので、必ずご確認ください。

注意１　：引渡しまでの間に粕屋南部消防組合の責任によらない物件の破損や消失などが起こった場合、粕屋南部消防組合に対する代金減免等の請求はできません。

注意２　：物件の移動は、落札者自身でお願いします。輸送等が必要な場合は落札者で手配し費用を負担してください。

注意３　：物件の登録等は落札者自身で行い、費用は落札者が負担してください。

注意４　：物件は売却時の現状のまま引渡します。引渡し後の不調や故障について一切補償できません。売買物件の品質上の問題が発見された場合でも契約代金の減免もしくは損害賠償の請求、契約の解除はできません。

このページについてのお問い合わせ
粕屋南部消防組合消防本部　総務課
電話番号：０９２－９３５－６３８８　　ＦＡＸ番号：０９２－９３５－４８８２